

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）から建設作業員として雇用され就労していたが、同年〇月〇日、建設現場での作業終了後、同僚と会社所有の自動車により医療機関に赴き、インフルエンザ予防接種を受けた。

請求人によると、同年〇月〇日から下痢の症状が表れ、体調が悪化し、以後、下肢の脱力感・ふらつき感、右顔面神経麻痺、右上肢遠位部の違和感を自覚したとしている。請求人は、同月〇日C急患センター受診後、同センターの紹介でD病院に受診したところ「ギラン・バレー症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後複数の医療機関に受診し同様の診断を受けている。

請求人は、本件疾病が発症したのは、会社の命令で受けたインフルエンザ予防接種が原因であるとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が、会社代表者からの業務命令に基づいて行われたものと主張する本件のインフルエンザ予防接種について、同僚Eは、「インフルエンザ予防接種は会社からの業務命令で受けたとは思っていません。インフルエンザにかかって稼げなくなることを考えて、私が希望して受けたものです」と述べ、予防接種について「それは会社の福利厚生事業の一環であったと思います」と述べており、その他、本件の関係資料からは、予防接種を強制するものであったという会社関係者の申述は認められない。

(2) また、本件予防接種は勤務時間外に行われており、この時間について賃金は支払われておらず、会社従業員が予防接種を受けた医療機関をみても、F医院及びG医院、H内科小児科クリニックと様々であり、特に会社が医療機関を指定しているという事実も認められず、接種の日時の指定もうかがわれない。

(3) さらに従業員の本件予防接種の状況からは、入寮者20名のうち5名は予防接種を受けていないことが確認できる。

(4) 以上を総合すると、当審査会としては、本件の予防接種は会社からの業務命令によるものではなく、会社が福利厚生として従業員の任意により予防接種を督促し、実施しているものと判断する。

3 以上のとおりであるので、本件疾病は業務上の事由により発症したとする請求人の様々な主張は採用できず、業務上の疾病とは認められない。したがって、監

督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。